『西ドイツ・ポーランド教科書会議と西ドイツ歴史教 科書におけるその意義について-歴史認識を問う』

杉 元 秀 樹*

はじめに

1972年以来、ドイツ連邦共和国(=旧西ドイツ)とポーランドは、幾度も教科書会議を行ってきた。この会議の意義として、これまで生じた両国の歴史事項を列挙し、相互の国の立場で議論を重ねていくことで規存の歴史教科書に改善点をつけ加えて確認し合い、双方の歴史に相互理解を深めながら教科書の執筆に役立てようとするものであった。そして、今後の両国の歴史教育のあり方にどのような教科書が叙述されていけばよいのか、人々の歴史意識の中に何をもたらせるのかといった重要性に占めたテーマが今後の歴史教育を考えていく上で課題となった。ここでは、この会議の中で両国の打ち出した「勧告」とは、一体どのような内容が記されていたのか。又、この勧告に対しての旧西ドイツの各州の反応や対応ぶり、そして一部の勧告の内容と実際の教科書の叙述とを照合し、どういった相違点が生じているのかを検証しながら考察してみようと思う。

第一章 教科書会議に至るまでの成り行きと勧告の内容について

1969年、旧西ドイツでは大連立内閣に代わって、SPD(ドイツ社会民主党)とFDD(ドイツ自由民主党)によるブラント政権が誕生した。ブラント首相は、東ドイツを含んだソ連・東欧諸国との関係改善を目指す東方政策に乗り出した。まず、その年の十二月に駐ソ連大使を通じて事前にソ連との交渉を開始し、翌年70年1月にはE・バール氏をモスクワに派遣して話し合いが続けられた。そして、1970年の8月に、モスクワでブラント首相とコスイギンソ連首相との間で独ソ条約(モスクワ条約)が調印された。条件の内容は、相互の武力行使・欧州諸

^{*}近畿大学九州工学部 専門分野:ドイツ語 ドイツの歴史

近畿大学教育論叢 第 15 巻 第 1 号 (2003·7)

国の領土保全の尊重とオーデル・ナイセ線と東西ドイツ国境を含む現存の国境の承認、領土要求の放棄などであった。

モスクワ条約に続き、ポーランドとも、1970年2月に交渉が開始され、同じ年の十二月に ブラント首相とチランキエヴィッチ首相の間でワルシャワ条約が調印された。その結果、ポッ ダム協定で定められたオーデル・ナイセ線の国境を両国が承認し、国交正常化へと導かれた。

このような中で、西ドイツでナチス時代の負の遺産を改善しようとする積極的な運動が起こった。そして、西ドイツとポーランド両国ユネスコ委員会の間に合意が成り立ち、1972年2月に第1回教科書会議が開かれた。会議は、委員11名ずつで構成され、ドイツ側の議長には国際教科書研究所所長で教科書改善に多大な努力を惜しまなかったG・エッカート氏が、ポーランド側にはワルシャワ大学教授W・マルキュヴィッチュ氏が就任した。委員には双方とも、両国に歴史に精通した学識経験者が選ばれた。第2回から会議は毎年2回フラウンシュヴァイクとワルシャワとで交互に開かれていった。

1976年の第9回教科書会議の後、両委員会は、全26項目からなる「歴史、地理教科書に関する勧告」を作成した。ここでは歴史教育に関するテーマを取り扱っているので歴史教科書に関する勧告のみ見ていくことにする。

勧告は、1項から13項までは、第1次世界大戦前までの古代、中世(ルネッサンス)、近代(プロイセン)のポーランド・ドイツの諸問題を扱っている。14項から18項にかけては、第1次世界大戦からヴァイマール共和国を扱っており、「ポーランド民族運動による独立達成の意義やヴェルサイユ条約に基づいて定められた新国境の歴史的沿革」が扱われている。19、20項になると、これまでの項に比べて、ナチスがポーランドで行ったアウシュビッツ収容所でのユダヤ人大虐殺といった数々の蛮行についてかなりの量で詳細に叙述されている。21項からは戦後期で、戦後処理問題を扱っている。この勧告の21項と22項は勧告の中で論議を呼んだ項目なので全体を挙げて見ることにする。

勧告 21、領土変更

第二次世界大戦後のドイツ・ポーランド国境の調整は、戦争の結果としての全般的な 領土、国境変更と関連させて考えるべきである。モスクワ、テヘラン、ヤルタの連合国 会議では、ポーランドの西部国境問題が重要な役割を果たした。新しいポーランド西部 領土の範囲に関する見解の相違は、ポツダム会談以前には調製されなかった。しかし、 会議以前に国家主権は事実上ポーランド当局に移っていった。

西側連合国は、ポーランドの行政は承認したが、会議から年月が経過しても国際法上

『西ドイツ・ポーランド教科書会議と西ドイツ歴史教科書におけるその意義について-歴史認識を問う』は、同国境線を最終的に承認することはなかった。しかし、第13条(ドイツ住民の秩序ある移転)に関する合意と、駐独連合国管理理事会による受け入れ案の提示が1945年十二月に同時に実現するに伴い、連合国は旧ドイツ領に対するポーランドの支配は修正可能な暫定的な状態ではあり得ないとの判断を示した。

ポーランドの国土は、1939年には、38万9千 km² に達していたが、国境変更の結果、約31万2千 km² となった。旧東ドイツの領土は、1937年に約47万 km² であったが、そのうちオーデル・ナイセ地域の約10万2千 km² (更に自由都市 ダンツィヒの約2千 km²) がポーランド国家に移転した。ドイツ民主共和国政府は、1950年のゲルワッツ条約で、オーデル・ナイセ線をポツダム決議に基づいてポーランド共和国との最終的国境として承認した。1950年代半ばに到るまで冷戦の時代には、ポツダム決議に関する解釈の相違が先鋭化した。緊張緩和政策の開始と共に、かつての連合国側に、遂にはドイッ連合国において、戦争終結時に生じた領土変更を尊重しようとする態度が生まれた。

• 勧告 22 住民移動

第二次世界大戦終了時の領土の変更は、広範囲にわたる住民の移動と結びついていた。 領土変更の目的は、可能な限り、国家と民族との境界を一致させることになった。民族 抗争の歴史的経験ついに先頃のナチスによる暴力的な住民占領政策、それがこの関係で 多大な役割を演じた。ポツダム会談に従ってポーランドに譲渡されたオーデル川・ナイ セ川以東の旧ドイツ領には、1939年に約850万人が住んでいた。その約半数と、更にダ ンツィヒのドイツ人住民およびポーランドに住んでいたドイツ人の過半数は、大きな損 失を被りながら、既に戦争終結以前に、オーデル川・ナイセ川以西のドイツ領に疎開さ せられるか、非難するかしていた。オーデル・ナイセ地域に残っていたドイツ人住民の 部分は、1945 ~ 1947 年に立ち退かされたか、あるいは連合国の移転協定の枠内で強制 移住させられた。その後、更に個別の移住や家族合流という枠において、個人的な出国 が 1956 ~ 1957 年になされた。ドイツ人住民が明け渡した地域には、その間にそこに住 みついていたポーランド人住民の定住が、系統的に行われた。ドイツ人の4つの占領地 区においては、難民や強制的に移住させられた人々は、短期間のうちに社会に溶け込ん だ。彼らは西ドイツの経済復興に大きな役割を果たした。ドイツ連邦共和国では、こう したグループは全て「故郷を追われた者」という概念に包括された。自分たちの政党 (BHE =故郷を追放された者および権利を剥奪された者の同盟) を通じて、独自の政治 勢力を形成しようとする試みは、早くも 1957 年に失敗した。こうしたグループが、以

近畿大学教育論叢 第 15 巻 第 1 号 (2003·7)

前の連邦政府に支持されて、故郷の対する権利を公言した以上、彼らは、ポーランドでは国境の修正主義の守護者とみなされた。しかし、連邦政府・州政府は、様々な方法でそのようなグループを物質的、社会的に溶け込ますようにした。そのことによって、住民の中で、このグループがいつまでも社会的不満を抱く分子となり、そこから外交的にも危険な爆発が生じるという事態が回避された。彼らは久しく以前から、政治的にもドイツ連邦共和国の大政党や社会組織に組み込まれている。

以上で戦後期を中心とした勧告の内容を扱ってきた。ドイツ・ポーランド合同歴史教科書委員会は、様々な解釈の相違点が生じた前述の「領土変更」や「住民移動」の問題について70年当時の緊張緩和政策の一環として現存の西部国境問題を「勧告」として取りまとめられたことは大変評価できるものであった。又、過去に歴史的に歪みをもつ面目の歩みよりによって外交的にも領土保全の一歩を踏み出せたといえる。ちなみに、当時連合国は、ポッダム協定においてポーランド西部国境を暫定的なものと位置付けていた。この問題が国際法に基づいた規定で動き出すまで、オーデル・ナイセ川流域を最終的な国境と承認させるまでなんと45年の月日が流れている。つまり、米ソの冷戦の終結やドイツ統一の実現無しには国際上の「政治レベル」解決に至らなかったと分析できる。

両国歴史委員会の過去に対する反省から、この「勧告」の作成が両国の歴史認識及び歴史観にまざれもなく共有の方向へ転じたことは、これからの史的教育を考慮することで大きな一歩といえた。そして、「勧告」に対する問題提起・改善点を付け加えることにより歴史理解が親密に深まったといえるのではないか。

さて、次章ではこの「勧告」をめぐって繰り広げられたドイッ各州議会の論争を見ていき行政レベルでどのような反響があり、どのように対応したかを見ていく。又、政府レベルでの勧告及び両国教科書委員会の活動がいかにして承認されたのかを念頭に置いて見ていく。

第二章 ドイツ各州議会での「勧告」をめぐる論争とその経過

ドイツ連邦共和国では全国ではなく各州ごとに教育権が置かれているため、勧告を教科書の 作成に取り扱うのか否かは各州の与党の判断によるものであった。そこで勧告は各州議会の与 野党間で大議論を呼んだ。ここで「勧告」を受け入れた州と受け入れなかった州の対応ぶりに ついて見ていく。

まず勧告に関して最も敏感な反応を見せたのはヘッセン州議会であった。この州の与党であ

『西ドイツ・ポーランド教科書会議と西ドイツ歴史教科書におけるその意義について-歴史認識を問う』 る SPD と FDD に対し、野党の CDU が勧告を拒否するよう請求し、批判した。第 2 次世界大戦直後にポーランドがドイツ人住民の「暴力的大量追放」に対して、勧告 22 項を「住民移動」という簡単な表現で済ましている点を強く批判したのである。

ある CDU の議員は、次のように述べている。

「この追放が国境と民族的境界線を一致させる必要に基づいているというようなら、それは何という侮辱でしょう。しかし勧告はそのように述べているのです。その際 350 万人のドイッ人が追放される以前の方が、民族的境界と国境がはるかによく一致したことには口をつぐんでいるのです。」とこれに対し、与党の SPD は、ソ連や東欧諸国との緊張緩和・平和共存のために東方政策は受け入れられるべきだと訴え、勧告における自国の主張を制止し、相手側の主張に耳を傾けるよう擁護した。

ブレーメン州でも、SPD と FDD が政権を握っており、勧告をブレーメンの文部大臣は次のように評価している。

「ドイツ連邦共和国とポーランド人民共和国の歴史と地理の教科書委員会の長期に渡る精力的な協議の成果である。それは、学問的な議論の位置を示し、地理・歴史・公民・政治の教科書と教員に対して、重要な方向性を示している。ドイツ・ポーランド関係の正常化に向けての道のりの第一歩と評価することもできる。私は将来、上記の教科書に関してドイツ・ポーランド文化協定の精神に合致し、ドイツ・ポーランド教科書勧告に配慮している教科書だけにブレーメンの学校での使用を認めるつもりである。」と。おもしろいことに、ニーダーザクセン州では、CDUが政権を握っていたにも殉わらず、教科書作成の際に勧告を受け入れて、州内の学校機関に勧告を送っている。ハンブルクでも勧告は大学などの各教育機関や教科書委員会の各委員に送られた。そこで文部省は教科書に対し適切に考慮するよう支持を促した。

これまでは勧告を全面的に受け入れた州の状況であったが、それに対し、CDU が与党であるシュレスヴィヒ・ホルツシュタイン州やラインラント・ファルツ州では、FDD と SPD が勧告を各学校に配付し、教科書作成に勧告を取り扱うようにという提案をしたが拒否に終わっている。CSU が与党のバイエルン州でも又、勧告を共産主義的だと見なし拒否している。バイエルン州、バーデン・ヴィッテンベルク州、ザールランドでは州議会で勧告に関する討論さえ行われなかった。

以上で各州議会の勧告の対応ぶり又は反響を見てきた。連邦レベルでの与党の SPD と FDD の政権が勧告に対して積極的、野党の CDU/CSU は否定的と言える。この勧告に対する議会での論議が 80 年代に入り CDU 政権の州でも、前述のニーダーザクセンのような州を筆頭に勧

近畿大学教育論叢 第 15 巻 第 1 号 (2003 · 7)

告に対し積極的な州が出現し、続いて今まで勧告に対して完全拒否していたバイェルン州も、 勧告を受け入れる動きがでてきた。その後、ドイツの各州議会における様々な激しい論争にピ リオドが打たれ、国家レベルにおいて 1985 年コール首相とヴァイツゼッカー大統領は勧告及 び両国教科書委員会の活動を承認した。なぜここまで転じたのかと言えば、この委員会の作成 された「勧告」によって連邦政府、議会、マスメディア及び州の文部省、その他学会、民間の 団体など世論に向けて政治レベルを超えて学問的命題を歴史認識で共有するという観点におい て取り組む姿勢が反響につながった。そして、これはドイツ国民全体の第2次世界大戦中にナ チスが犯した戦争責任問題に対する反省の念であり、過去に起こった史的事象に直視して真剣 に取り組んでいく姿勢を包括的に意味していた。

今までは、勧告をめぐるドイツ各州議会の論争を見てきたが、次は各州の教科書の内容を規定している指導要領と歴史教科書とを取り上げて、「勧告」と実際の教科書叙述との相違点について戦後期の中で見ていき、問題を指摘していく。

第三章 戦後期の関する勧告の内容と教科書叙述との相違点について

指導要領とは、各州の学校で教授される概要である。教科書認可の際にも各州で規定された要領のなすべき役割は特に大きい。そして歴史教育の場合、各人に歴史観を持たせる重要性から認識問題も含めて教育現場では様々な尽力がなされている。そこで、勧告 21 項のポーランド地域からのドイツ人移動問題の指導要領はどう取り扱っているのか見ていこう。各州の指導要領ではこの問題をドイツ人の「追放」として解釈している。バイエルン州の指導要領では、「この移動はソ連がポーランド東部を獲得したため、ポーランドはその代償を西部国境に求めた」としている。又、旧ソ連のポーランドに対して行った政策をラインラント・プファルツ州やシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の様に批判したところもある。

では、実際の教科書ではこの移動をどう叙述しているのか見てみることにする。

「…ソ連邦は、西側諸国の最終的同意を得ることなく、オーデル川及び西ナイセ以東のドイツ占領地域をポーランドに委譲した。ソ連邦はこの地域をほとんど完全に非ドイツ化した。ほぼ1,100万人のドイツ人が逃亡ないし追放された。およそ150万人が、1944年以来の追放の過程で死亡した。(『その時代の人々』)

この叙述を見ても、ソ連の政治的圧力によりオーデル・ナイセのドイツ系住民が残酷にも追放 されていったのが分かる。勧告の中では、この追放を単なる住民移動程度でしか取り扱わな 『西ドイツ・ポーランド教科書会議と西ドイツ歴史教科書におけるその意義について-歴史認識を問う』かった。そして、その背後にソ連が政治的に関わった点が一切触れられていなかった。この勧告の叙述には納得していないドイツ人はかなりいる。追放問題に関する第21、22項の勧告・指導要領・教科書と3つの叙述を比較してもこの場合、勧告と指導要領の見解は全く相違している。この問題に限定されず、こういった相違点は改善されるような重大なテーマである。戦後処理問題についてもっと考慮されるべきである。

~おわりに~

以上3章に渡り西ドイツ・ポーランド教科書会議を中心にその西ドイツ歴史教育おけるその 意義について考慮してきた。非常に珍しいケースながら両国の歩み寄りの状況は、ご理解いた だけたかと思う。ここで、このテーマに対する私なりの見解及び疑問点を述べて締めくくりと したい。

歴史教育において、自国中心的な教科書の叙述は、その国の個人の歴史意識の中に、ある種の偏見を植えつけ、誤った歴史認識を伴いかねない。そして、そういった歴史認識が各人のナショナリズムを高揚させ、集団あるいは国家レベルになってくると国家利益が優先し、紛争や戦争などといった忌まわしい無意味な残虐行為に発展しかねないということも事実である。このようにナチスがポーランドで行ったあまりにも短絡的犯行というべき負の遺産を史的に持ち合わせながらも、旧西ドイツとポーランドが何度も教科書問題に真剣に取り組んだことは、そのような偏見を取り除き、両国の歴史相互理解につながって双方の歴史認識に固い信頼性のもてる出来事であった。その点では、当時のブラント政権の東方外交政策の一環としても成果があったといえた。

では、この例を参考にして、日本はどうなのかということをみる。日本も中国・韓国との間で補償問題などの戦争責任問題を抱えている。戦前、日本軍が大陸で行った南京大虐殺などの精神的苦痛を伴う残忍行為をとっても筆舌にしがたい。中国・韓国側は依然として歴史教科書叙述改善を日本政府に要求している。北朝鮮に至っては今だに、国交正常化への道が閉ざされており、政治的閉塞で歴史問題を議論するような場さえないのも事実である。そして、社会主義における北朝鮮の政治状況・教育システムを比べてもかなり対話が困難になることは否定できない。中国や韓国と教科書会議という場でお互いの歴史認識をどう位置づけ、過去の反省を踏まえたうえで、これからの歴史教育の展望の面が論議されていけば、発展性のある新たな局面も見えてくるかも知れない。

近畿大学教育論叢 第 15 巻 第 1 号 (2003 · 7)

日本の歴史教科書は歴史事項を暗記中心に作成されがちである。確かに初、中等教育の段階において歴史事項を覚えていくことで歴史に対する面白さ、背景がとらえられて単位として認定された。しかし、果たしてこの社会教育法が歴史教育あるいは認識に意義があるかどうかは疑問が残ってしまう。つまり、日本と隣接のアジア周辺諸国と教科書作成段階において十分な議論がなされてこそ意味のある教科書作りができるのではないかという点である。一方で、「国の歴史教育に外国が見解を述べることで自国の歴史教科書の叙述に制限が加わるのではないか」という自国擁護の批判的意見もあり議論が分かれるところだ。

これまでに西ドイツ・ポーランドを中心に、歴史教育という観点から個々の人々に与える教科書の持つ重要性を問題し検証してきた。日本の歴史教育には、ただただ歴史事項を暗証するだけでなく、知識型から思考型へと転ずる必要性があるのではなかろうか。そして、「知識型教科書づくり」ではもう遅い。21世紀になった今、国際協調がささやかれる中で、「国際人として歴史観を共有できるような教科書づくり」が時代と共に作成されるべきである。そのためには、様々な見地からの論議が要するし、歴史教育に携わる者の重要な課題である。

参考文献

- 近藤孝弘
 - 『ドイツ現代史と国際教科書改善-ポスト国民国家の歴史意識』 名古屋大学出版会 1993年。
- ・西川正雄(他)『西ドイツ・ポーランド教科書勧告と西ドイツの歴史教育』『教育』第449、450、451号 1985年。
- ・藤沢法瑛 『ドイッ人の歴史意識-教科書にみる戦争責任論』 亜紀書房 1986年。
- ・成瀬治・黒川康・伊東孝之 『ドイツ現代史』 山川出版社 1987年。
- ・望田幸男・木谷勤(編) 『ドイツ近代史』 ミネルヴァ書房 1992年。

『西ドイツ・ポーランド教科書会議と西ドイツ歴史教科書におけるその意義について-歴史認識を問う』

• 永井清彦

『国境をこえるドイツ』 その過去・現在・未来 講談社現代新書 1992 年。

・望田幸男 『ナチス追及』 講談社現代新書 1990年。

・五島昭 『大国ドイツの進路』 欧州の脅威か統合の中核 中公新書 1995 年。

(平成15年5月15日受理)